

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 役員報酬等規程（案）の概要

平成29年3月

1 常勤役員への報酬等について

「給料」、「通勤手当」及び「賞与」を支給する。

「退職手当」は原則支給しない。

① 給料

理事長給料月額 . . . 1,140,000円

副理事長・理事給料月額 . . . 760,000円以内で理事長が定める額

② 賞与

（共通）○毎年6月1日、12月1日在職者に対して支給する。

○賞与の額は、給料+給料×20/100に、次の割合を乗じて  
得た額とする。

6月 . . . 100分の185、12月 . . . 100分の200

※ 賞与の額を定めるに当たっては、役員としての業務に対する貢献度等を  
総合的に勘案するものとし、大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤  
研究所評価委員会が行う業績評価の結果を踏まえ、賞与の額の100分の  
10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

③ 通勤手当

（共通）○職員の例による（定期券等相当額）

④ 退職手当

（共通）○法人の職員から引き続いて常勤の役員となった場合等に限って  
支給。（職員としての退職手当を受けずに常勤の役員となる場合）

2 非常勤役員について

「非常勤役員手当」を支給する。（通勤に要する費用相当額も支給）

監事非常勤役員手当（日額） . . . 30,000円

3 その他

職員が役員を兼ねる場合は非常勤の役員とするが、非常勤役員手当を支給  
せず、職員の給与を支給する。